

第4回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成18年11月30日（木） 午後1時～午後3時
- 2 場 所 平安会館 朱雀の間
- 3 出席者 座 長 金田章裕
委 員 石田 隆一、川崎雅史、芝池義一、関根英爾、田中真澄
戸田圭一
- 京 都 府 25名（森田悦三土木建築部長、角山勇夫土木建築部技監
中居隆章京都土木事務所長、小泉和秀治水総括室長
ほか）
- 京 都 市 8名（木村風致保全課長ほか）
- 一般傍聴 15名
- 報道機関 4社

4 内 容

（1）部長開会あいさつ

- ・今までの多くの意見を踏まえたたたき台として第3次素案を提案するので、検討をお願いしたい。
- ・本日は最後の委員会であり、議論を取りまとめていただき、これを踏まえて条例案を作成し、更に、パブリックコメントを経て、議会に条例を上程する予定を考えている。
- ・活発に議論いただき、条例がより鴨川の将来を担うものとなるよう期待する。

（2）事務局説明

- ・別添資料により、第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会開催結果の概要、第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会傍聴者意見、京都府鴨川条例（仮称）第3次素案、京都府鴨川条例（仮称）検討結果報告書（案）について説明

(3) 意見交換

各委員が京都府鴨川条例（仮称）第3次素案及び京都府鴨川条例（仮称）検討結果報告書（案）について発言

- 主な意見 -

【石田委員】

- ・ 以前申し上げた中州とホームレスの問題であるが、中州の問題については「個別業務執行段階の課題であり条文化にはなじまない」、ホームレスの問題についても「条例での規制にはなじまない」と記載されているが、これでは、条例に盛り込まれないまま消えてしまう可能性がある。両方とも大きな問題であるので、この様な問題があることを、次に何かやられるときに必ず引き継いでもらいたい。

【金田座長】

- ・ 検討結果報告書（案）（以下「報告書」という。）10頁の4の（1）のホームレス、（2）の鳥のえさやり、（3）の利用者マナーの低下の3つの問題は少しずつ性格が違い、「条例になじまない」としてひとくくりにするのは少し乱暴であり、調整が必要である。
- ・ 鳥の餌やりの問題は、生態系の観点からもう少し議論を進めることが必要であり、マナーの低下については、具体的なことは条例でなじまないが、検討を進める必要があるし、ホームレスについては、問題は認識しているが、対応については京都市と協議をすることが手続上も運営責任上も必要であるという趣旨だと思うので、明確に書き分けた方が良いと思う。

【石田委員】

- ・ 報告書6頁の5番で「中州の除去について、治水の観点と自然環境保護の観点のバランスを考慮して適切に考慮すべきである。」とし、「条文化にはなじまない」とあるが、引き続き検討してもらわないといけない大きな問題だと思う。

【芝池委員】

- ・報告書の6頁と10頁のことは私の発言に関係しているので再度説明するが、中州の問題については「条文化にはなじまない」とあるが、私は「条例を作った上での執行の問題である」と発言した。鳥のえさやりは、「条例で規制するのはきつ過ぎるので、モラルの問題として扱ったらどうか」と発言をした。
- ・また、ホームレスは河川に関する条例で扱うのはちょっとまずいと思う。根の深い問題であり、社会政策的な問題が入ってくるので、他のところでやるべきだと思う。

【小泉総括室長】

- ・石田委員と芝池委員からの話については「なじまない」ということで打ち切るつもりは全くなく、継続すべき重要課題という認識を持っている。
- ・事務局説明のとおり、府民会議で議論をし、施策等を固めていくという趣旨である。表現については改めて検討したい。
- ・芝池委員から、条例に書き込むのは難しいが、運用の問題として、特に中州は条例の執行上の問題として整理すべきと意見をいただいております、その様に対応したいと考えている。

【田中委員】

- ・報告書の1頁の「3 住民協働条例」に「条例制定の後も、幅広い課題と多様な意見に応えるため、住民の合意形成の下で・・・」とあるが、合意形成は非常に難しく、何をもちて合意形成とするのかは大変な問題であり、「合意形成に向けての努力」という柔らかい表現の方が良い。後段にも同様の記載がある。

【芝池委員】

- ・「委員会の検討結果」とあるが、ここに書いてあることは、全て意見が一致したと受け取られる可能性があると思う。しかし、ホームレスでも意見が分かれており、表現を工夫していただいた方が良い。
- ・色々な議論について複数の意見がある中で、1つの案としてまとめて表現するのは難しいとは思うが。

【金田座長】

- ・ホームレスの問題については、今の指摘のとおり議論を我々が進めてきており、趣旨が反映するような表現を考えてもらいたいと思う。大きな社会的な問題であり、広範な検討が必要だから条例にはなじまないが、一方で河川敷においてもっと強い対応を考えるべきだという意見もあることも事実である、という趣旨がわかる表現を工夫していただきたい。
- ・第3次素案（以下「素案」という。）の1頁の前文に、京都市の役割を明記し、基本的に京都府の役割、京都市の役割は、住民・事業者と同列に並ぶものではなく、一定の権限と責任が伴うものであるという前回の指摘を踏まえ、京都市の役割を明記したということである。報告書では、1頁から4頁に関わるが、如何でしょうか。
- ・特に重要なのは、報告書の2頁で説明があったが、河川に関する条例であるが、鴨川の河川環境を保全するためには、河川区域を超えて、森林保全や景観などの課題について検討すべきだという趣旨でこの検討が進められ、その様な意見をいただき、素案にも反映しているが、その様な方向で進めていることは、共通の理解だと思う。
- ・素案の6頁に「関係者の責務」があり、京都市との連携を明確に書き分けるという説明であるが、これも先ほどと同じ趣旨でこの様な形になっているが、如何でしょうか。
- ・素案の8頁の順番を、上流から下流に向かって理解しやすいように並べ直したこと。防災・減災の発想を明確に入れること。報告書の6頁の5は執行レベルの話であることを明示する書き方が必要であるということであるが、如何でしょうか。
- ・前回議論が多かったのが、素案の11頁、12頁であるが、素案の主張は、基本的に河川法による管理をきちんとやり、河川法に抵触する事故が起こる前の段階から対応する方向性を明示したことが1つの趣旨である。
- ・もう1つは、素案の12頁に書いてあるが、下流域には河川法による河川保全区域が指定され管理されているが、上流にも河川保全区域を適用し、河川管理を基本的な考え方により近づくようにしたいと書き込まれている。特に、前回の議論で届出制と許可制ということも含めて議論が集中したところであるが、如何でしょうか。

【川崎委員】

- ・素案の11頁に河川法の規制が書かれているが、今回の条例のバックグラウンドに河川法

があるという理解で良いか。その場合、治水、利水、環境にわたる河川法が基盤になっていることを前文にも書いた方がいいように思う。

【事務局】

- ・鴨川条例と河川法との関係であるが、基本的に、河川法を基礎にした条例ではないと考えている。鴨川は、知事が河川管理者として管理している空間であり、その中で利用や景観の問題など河川法による規制以外の課題がたくさん出ていることから、総合行政体である京都府としてこの空間を快適に、安全に、美しく育てていく観点で作る条例である。
- ・例えば鴨川環境保全区域について、河川法には河川の汚損・損傷、物件の堆積を禁止する規定があり、これを全うするために、河川管理者として規定を設けている。
- ・一方、放置自転車の問題はむしろ快適な利用を確保するために、総合行政体である京都府として定めるものである。この様に河川管理者、総合行政体の長として定めるものが混在しているが、全体として鴨川を良くしていくスタンスで条例を作っている。

【田中委員】

- ・上流域の保全については、河川法による河川保全区域と届出制の鴨川環境保全区域の2本立ての方針であるが、上流域の環境保全について苦勞していただいたと思う。
- ・各地の河川条例を見ると、河川を語る上での根幹は、水質、生物多様性の確立、自然生態系の確保がメインであると認識しているが、この様な観点を鴨川の条例にきちっと謳わないと、単なる環境保全区域では、色々な難しい問題に条例で対応できない。
- ・素案の12頁の「別の目的による許可制の検討」では、「環境保全等を目的として行為を禁止・許可制とすることは、現時点ではその合理性を証する科学的知見がない」とあるが、府民にわかりにくい言葉である。わかりやすく説明していただきたい。

【事務局】

- ・例えば河川環境の自然生態系としては、魚、水生の植物などがあるが、これを目的として行為を禁止し、許可制とするには、生物の生態系などに具体的な問題が生じており、その原因と行為の関係を明確にした上で行為規制をするのが本筋であると思う。

- ・現在、鴨川の上流域において、許可制とするために十分な環境に関する事象やその原因の特定ができていない段階ではない。これは、上流域が大丈夫であると申し上げているのではなく、引き続き検討を進めるべきであるということである。

【田中委員】

- ・河川法の河川保全区域を上流域に活用することは、非常にいい方向で喜んでいるが、河川保全区域は、あくまでも防災上の理由がメインであり、環境には触れていないと認識している。
- ・現在の河川保全区域の上流に条例の環境保全区域を指定すると理解しているが、鴨川環境保全区域の「届出対象行為」と、土地の掘削、工作物の新築は、河川保全区域の規制対象の行為に入っていないのか。

【事務局】

- ・土地の形状変更の行為と工作物の新築・改築の行為は、河川保全区域において許可制になっている行為である。

【田中委員】

- ・規制対象の行為がダブっていることになる。この条例が施行されるときには、河川法の河川保全区域も同時に進行することが一番大事なことだと思うが、鴨川環境保全区域になれば、と の行為は規制されると理解して良いか。

【事務局】

- ・規制対象の行為が一緒であることから、同一地点で鴨川環境保全区域と河川保全区域の規制が同時にかかることは不合理である。「必要に応じて」と書いているが、河川保全区域は河岸あるいは堤防等の河川管理施設、ハード面を保全する必要により定めるものであり、鴨川の上流域においては、河岸等の保全のために必要な箇所を河川保全区域として定める。また、許可制まではいかないが、土砂等を流入を防止することが必要である箇所に鴨川環境保全区域を指定し、ダブらずに、濃淡をつけて運用していくことになる。

【戸田委員】

- ・河川法の河川保全区域や条例の鴨川環境保全区域で対象となる空間は、一体どこなのか。例えば素案の12頁の(2)に「区域幅は、今後検討」とあるが、これは河川区域だけなのか、それとも河川の近隣の民地、堤内地も入るか。
- ・河川の近隣に接している空間に環境保全区域で規制がかかり、何かするときには届出が必要ということなのか、明確にしてもらいたい。

【小泉総括室長】

- ・河川区域の中は河川法により規制がかかっている。鴨川環境保全区域も河川保全区域も河川区域から外の部分のことである。幅については、河川法で河川保全区域は50m以内と規定されている。現地の状況を見ながら、地域により幅を定めることになると思う。

【戸田委員】

- ・今の鴨川の河川法の河川保全区域は、河川の両岸50mまでとなっているのか。

【小泉総括室長】

- ・現在、鞍馬川合流点から下流は、昔の10間、18mの幅で河川保全区域の指定をしている。合流点から上流域については河川保全区域が指定されていないので、河川保全区域と条例の鴨川環境保全区域の両方に対応する考え方である。

【関根委員】

- ・前文や本文で鴨川が持っている多面的、側面的な性格の中に、環境、景観の重要性が十分に書かれ、次代に引き継ぐということであるが、一方で、レクリエーションの場やスポーツなど色々な要素も持っている。鴨川は快適な生活空間でもあるが、「生活」という言葉が出てこない。
- ・放置自転車、バーベキューについて、罰則を設けて対応していくとき、生活空間、貴重な快適な空間を守り、次代に引き継ぐという意味においては、「生活」の言葉も入っていた方がいいと思う。

- ・バーベキュー、放置自転車の罰則は、他の条例の類似の規定に基づき検討するということであるが、具体的にはどのような内容になるのか。

【事務局】

- ・罰則は、罰金になると思う。他の類似の条例では、例えば5万円以下など罰金としてい
る事例が多く、これらを参考にして決めていきたいと思う。

【金田座長】

- ・前文に、全体として生活との関わりということは謳っているが、指摘のとおり「生活空間」という言葉は入っていない。基本的な考え方としては、河川敷を都市公園又は都市公園に準じて取り扱うという発想であり、そこに生活空間を重ねて書いていくのは、少し難しいと思う。

【芝池委員】

- ・最近の法律である情報公開法には「生活」という言葉が入っているが、訳がわからないというのが私の理解である。
- ・「財産を守る」とか「生命を守る」と書いてあればわかるが、「生活を守る」と言われてもよくわからない。

【関根委員】

- ・生活を守るという意味ではなく、かけがえのない生活空間を次代に引き継ぐ観点であり、放置自転車、バーベキューなど関係付ける上では、「生活」という言葉がある方が一般府民、市民は理解しやすいのではないか。
- ・鴨川は単なる公園ではなく、生活の一環として利用している場であるという意味で申し上げている。

【金田座長】

- ・前文に、長い歴史を通じて鴨川と親しみ、鴨川とともにある市民生活や都市とともにある場という趣旨を強く打ち出しており、全体として趣旨は理解いただけると思っている。

そこにワンクッション、都市公園という考え方があり、その上で様々な具体的な施策があるという考え方で捉えていただけたらと思うが、如何か。

【関根委員】

- ・生活という言葉が前文の中に理念的に入っていると理解しやすいと思う。どうしても入れなければだめだという意味ではないが。

【芝池委員】

- ・環境対策基本法の前の公害対策基本法には、生活環境という言葉があった。この場合の生活環境は、自然環境と対比され、区別されるものである。今回の場合、自然環境も入っているように思う。

【金田座長】

- ・良好な景観の形成は、前回と大きな変更はないということである。快適な利用の確保も前回からは大きな変更はないが、如何でしょうか。
- ・迷惑行為の問題について意見があればお願いしたい。
- ・鴨川府民会議の設置のことについて示されているが、特に鴨川府民会議の機能、役割をどの様にするのかという意見が多かった。
- ・第3次素案では、鴨川府民会議に知事が必要に応じて意見を求めることができるということと、府民会議の方から鴨川等に関する事項について知事に意見を述べるようにして、鴨川府民会議の役割を河川管理者である知事と直接結びつけている点に第3次素案の大きな特徴がある。この委員会で行っている議論もここに引き継いでいただける。特にまだ議論を詰める必要があるものあり、ここに引き継ぐことになると思うが、如何でしょうか。
- ・前回、附属機関としての委員会と府民会議があってもいいという意見があったが、私は2つあって、その区分が難しいよりは、きちっとした位置付けのものを1つ置く方が良いと思うが、如何でしょうか。
- ・鴨川府民会議は、積極的に府民会議自体としても動くことが可能であるし、何らかの施策を実施しようとする府が検討をお願いすることもできる、両方できる形が明確にセッ

ティングされているので、これが有効に動けば良いと思う。

- ・例えば、鴨川条例自体についても、補訂、充実、改正などが必要になる場合の議論も、ここで発議できることになると思う。もちろん最終的に決めるのは議会であるが、そのプロセスにおいて、ここが口火を切ってスタートすることができるという形が明確になるので、大変良いと思うが、如何でしょうか。

【石田委員】

- ・鴨川府民会議は、お互いに双方向性に議題の設定ができる訳である。別々に組織を作るのは、屋上屋を重ねることになってしまい小田原評定になりかねないと思う。

【田中委員】

- ・鴨川府民会議は、条例制定に向けてのこの検討委員会を経てある程度形が作られ、足りない、あるいは新たな色々な問題も含めて、鴨川の問題やこの条例について、更に発展成長させていく一つの機関であり、これが十分機能すれば非常にありがたいと思う。そのためには、メンバーの人選を公募とし、市民の目線で色々意見が反映できることが大事であり、その様に続ければ良いと思う。
- ・今まで作り上げてきたこの条例案がきちんと引き継がれ、根本的にきちっと捉えて、更に発展させる機関であればありがたいと思う。
- ・素案の25頁に鴨川四季の日とあるが、春夏秋冬忙しくならないか。春が来ればすぐ夏の仕事をしなければならず、大変な作業だと思う。府の河川課の皆さんの手が足りない、私は常々思っている。
- ・淀川流域の河川レンジャーの様に、ボランティアで、パトロールといかなくても、川をいつも見つめ、接する市民、府民のボランティアグループを募り、ウォッチャーとして川を見つめるシステムがあった方が良い。

【小泉総括室長】

- ・鴨川四季の日の意義は、行政がお膳立てをするばかりではなく、住民レベルの色々な取り組みも鴨川四季の日の一つの行事だというイメージを持っている。全てを河川管理者、行政がするのではなく、みんなが盛り上げる日だというイメージで考えており、些細な

ものでも鴨川の行事として位置付ければ、皆さんへの啓発になると思っているので、理解をいただきたいと思う。

【川崎委員】

- ・ 前回の検討委員会で、附属機関的なものとパートナーシップ組織を分けるという議論があった。通常、条例ができれば、審議会などにより、条例がスムーズに動いているか、全体を構造的にチェックする必要と、利用など色々な問題や京都市との調整など、個々の問題に対応する必要が出てくると思う。
- ・ 一つの会議でいいと思うが、目的や項目を分けるなど、運営方法は今後の検討課題である。条例のフレームが動いているかなど全体をチェックする部分、それから専門的な例えば生活空間について市民の意見を集中的にディテールの部分は部会を設けるというように大別できるのではないか。

【小泉総括室長】

- ・ 鴨川府民会議の趣旨はここに書いてあるとおりであるが、継続して鴨川に関する議論をしていくことが大事だと思う。
- ・ 条例の運用の監視をどの様にするかという問題と、色々な議論があるものについては、部会を設けるという意見であるが、府民会議は両方の意味を持った会議だと考えており、会議を運用する中で、条例の運用、進行管理の議論、ホームレスの議論など課題を明確にして運営していきたいと考えている。

【戸田委員】

- ・ 素案の21頁、落書きの禁止に「容易に消去できない方法で」と具体的に書く必要があるのか、お聞きしたい。

【事務局】

- ・ 正確を期すためにこの様に表現している。鴨川の工作物に何か文字を書いて、全てだめとなると、例えば子供がチョークなどにより、護岸に何か書くことまで取り締まることになるが、すぐに消せるものであれば、罰則を設けて禁止することまでは要らないと考

えている。他の市町村の条例では、例えばフェルトペンで書いてはならないという書き振りもあるが、今回の条例では容易に消去できない方法と書けば、意は伝わると考えている。

【田中委員】

- ・ 自転車等の放置の禁止及び処分が素案の17頁に記載されているが、前回の委員会で傍聴者の若い学生が発言されたが、時代の要求、環境面からの要請により、自転車の台数は増えている。市との協力が必要ですが、駐輪場の増設も必要です。自転車の放置を規制するには、自転車を置ける設備も拡大しないと、単に場所を移動してどこかに行ってしまうことになりかねない。

【傍聴者1】

- ・ 素案の12頁の中の「別の目的による許可制の検討」に、自然生態系の河川環境の保全で、現時点では合理性を証する科学的知見がないため、禁止・許可制についてはまだ考えてないという報告であった。
- ・ 鴨川の上流域、柵野ダムの辺りで、継続的に水質検査している専門家が、魚や藻ではなく、珪藻類、川の藻の一種に奇形が起こっていると府議会で報告されたと思うが、このことも今の段階では科学的知見がないことになるのか。例えばこの様な意見もあるので、引き続き行政として専門的な水質検査などを考えて対処されるのか。現時点で何もなければいいが、以前議会でも報告されていたので、その点についてはどうなのか。

【事務局】

- ・ 正確には、「その合理性を証する科学的知見がない」と書いており、過去を全て否定をしている訳ではない。素案の23頁に書いているとおり、鴨川府民会議において所管の行政機関が複数にわたるもの、府民レベルでの認識の深まりが期待されるものなどの課題として、水質、水循環、自然生態系、外来生物に関する事項を具体的に引き続き検討を進めていきたい。

【傍聴者2】

- ・科学的知見に関しては、今回の条例で設置される府民会議が、第三者の幅広い意見を求めるものであるので、そこで積極的に位置付けていく必要があると思う。
- ・京都新聞で鴨川に関して報道されている中に、高等学校単位で、何十年も鴨川の河川環境を、生物相を含めて調査されている学校がある。行政が手をつけていないところに何十年も積み上げ、生の具体的なデータを持っている方々や個人の研究者もいる。
- ・鴨川に関わりを持っている方はたくさんおり、府民会議で単純にくくりきれないと思う。「科学的知見に基づいた」という記述は、この様な長い歴史を踏まえたものではないと思うが、今後は、既にある知見があれば、積極的に組み込むことが大事だと思う。
- ・河川の生物相に関しては、京都府が所管をしている団体、漁業協同組合、漁業の専門家もいる。同時に小学校から大学の研究機関、民間の研究機関など、相当な数の研究機関が活動されており、鴨川の生物相だけではなく、地下水の問題も含めて、知見を積み重ねて来ている方や団体もあるので、今後、網羅的な河川環境の保全を府民会議の中に組み込み、参画していただける方向性を持っていただけたら、更に充実した中身に転化していくきっかけになると思う。

【傍聴者 3】

- ・素案の10頁で届出制、許可制の議論をされていたが、許可制が正しいと信じている。仮に百歩譲り、届出制で仕方がないとしても、この規定では少しそぐわないことがあるので指摘する。
- ・2の(1)で、「次に掲げる行為をしようとする者は」で限定列挙しているのは、「土地の掘削、盛土、切土、土地の形状変更行為、工作物の新築、改築」で、治水的観点から列挙されている行為である。鴨川環境保全区域を設定して、行為を規制するのであれば、治水的観点からの禁止行為を列挙するのではなく、河川環境に影響を与える行為、河川環境に影響を与えるおそれがある行為など広く捉え、これを届出制にして、コントロールする方向にするのが、趣旨からしても正しいと思う。

【事務局】

- ・素案の10頁の1の(1)が鴨川環境保全区域の指定の目的であり、鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があるということを保全区域の趣旨に置いている。言葉を補

うのであれば、「土砂等が流入することを防止することによって、河川環境を保全する必要があると認める区域」となると思う。

- ・ 広く河川環境保全するために区域を設定するとなると、先ほどの議論に立ち返ることになるが、自然生態系を含めた河川環境を保全するというには、前回の委員会で新川委員から、この条例ではそこまで理解が届いていないと指摘があった。鴨川環境保全区域でやろうとしていることは、基本は河川を守る河川法のハード的な発想から、少なくとも土砂等の流入を防止することである。それにより、副次的に水質、自然生態系を守ることにつながるものである。

【金田座長】

- ・ 今の考え方は、土砂等、土砂だけではなく、様々な環境に害を与えるものが流入することを防止するのが全体的な基本設定であり、鴨川環境保全区域においては、環境保全に結びつく可能性が100%ではないかもしれないが、實際上明確に管理できるものを届出の対象としている趣旨と理解したが、よろしいか。

【事務局】

- ・ そのとおりである。河川環境の保全を全般的に目的として持ってくるならば、先ほどの指摘のように、合理性を証する科学的知見をもって、流入を防止する物質の成分や技術基準を設定する必要があると思うが、今の時点ではそこまで至っておらず、引き続きの検討課題にしたい。

【芝池委員】

- ・ 先の発言者の河川環境に影響を与える行為の意味であるが、かなりのものが2の(1)の、 に書いてあると思う。土地の掘削、工作物の新築であるが、それ以外に何が入るのが問題で、思いつくのは樹木の伐採であるが、他にあれば教えていただきたい。

【傍聴者3】

- ・ 例えば、有害物質を土壤に染み込ませる行為が考えられる。この列挙だと土地の形状を変更する行為ということで、土地の性質や土壤の性質を改悪する行為は含まれない気が

する。

【芝池委員】

- ・あり得るとすれば、施設、工作物を作った上で、その様なことを行うか、又は、不法投棄ということになる。

【芝池委員】

- ・私の最後のまとめであるが、日本の法律は、大部分は内閣が提出する。形式上は内閣が提出するが、実際に作るのは各省庁である。同じことが京都府、地方公共団体でもあり、今回の鴨川条例は、最近は名称が変わったが、前の河川課の方が作り、今後の運用も河川課において行われていく。
- ・しかし、それだけでは、田中委員の話の景観、水質、生態系などを十分に取り込んでいくことは難しいと思う。高い水準の条例の運用を図り、更に将来の条例の改正を考えるためには、河川課に依存せざるを得ないところは無論あるが、同時にその枠だけに閉じこもらないという考え方をする必要があると思う。
- ・府民会議が知事と直接意見を交わらせ、意見を提出するなどの権限が認められることになるが、その場合も、河川課の枠に捕らわれなくて、府政全体の見地から知事に意見を提出していく方向に行くのが、将来のあり方として望ましいと思う。
- ・知事の手足は各部、各課であり、国の政治の首相官邸の様なものはないが、ひとつの方向としては、河川課の枠内に留まらない考え方が必要であると思う。具体的には、河川行政、森林行政、廃棄物行政との連携の視点が重要になると思う。

【田中委員】

- ・上流域の届出の対象区域の区域幅は、今後検討となっているが、条例案の環境保全区域の区域幅はどのぐらいを想定されているのか。

【事務局】

- ・現在の鞍馬川合流点より下流の河川保全区域は、両岸18m、10間である。鴨川で平成4年以前に問題が起きたエリアは、川と道路の間であり、地物で指定する考え方もあると

思う。

- ・ 緩いとはいえ、私権制限がかかることであり、慎重に検討しているところである。

【田中委員】

- ・ 余りにも幅が狭いと、区域外で起きる色々なことが川に影響を与えるということが十分考えられるので、下流の河川保全区域が18mであれば、これに準じて上流域に当てはめないと、河川環境に負の影響を与えるような区域幅では、先ほど傍聴者から意見が出たような危険性が出てくるわけであり、十分検討していただきたいと思う。

【金田座長】

- ・ この委員会としては、本日の議論を踏まえて検討結果報告書を修正して改めて作り、この委員会から報告をすることになると思う。報告書の作成に当たり、事務局の訂正や補充が過不足なく行われているかのチェックについては、座長にお任せいただければ進行上ありがたいが、よろしいか。
- ・ ありがとうございます。座長の方で最終報告書をチェックし、でき上がり次第、委員の皆様へ送付します。その過程で意見がこれで良いかを尋ねることもあると思うので、よろしく願います。
- ・ この報告を京都府に出し、これを基に京都府の方で具体的な条例策定のためのプロセスに入っていただくことになるが、是非鴨川条例検討委員会で検討した基本的な趣旨を十分に反映するように条例の制定に向けて尽力をお願いしたい。これが私の基本的なお願いであり、委員会全体も同じ考えだと思うし、これまで過程に関心を持っていた傍聴の方々も同じ意見だと思う。事務局に一層の尽力をお願いしたいと思う。
- ・ 報告書は、今申し上げたプロセスを経て、でき上がり次第インターネットで公開する。京都府鴨川条例（仮称）第3次素案が出来たこと、検討結果報告書をこの様な形で提出したことを広く確認いただけるようにする。その後、パブリックコメントのプロセスや議会で審議される過程を通してどの様な様な形になるのかを、どなたもウォッチングしていただけるシステムになろうかと思えます。

【田中委員】

- ・手順を確認したいが、本日の検討結果を踏まえて、事務局からもう一度各委員に検討結果報告書を送り、それを各委員が見て、修正、チェックをし、その上でまとめの手順に入るのか。

【金田座長】

- ・はい。

【田中委員】

- ・その様な手順ですね、わかりました。

【金田座長】

- ・最後の取りまとめは、座長にお任せをいただきたいと思う。
- ・鴨川条例について長期間にわたり審議をいただいた。各視点から様々な意見をいただき大変ありがとうございました。多少自画自賛めいてこの様なことを言うのは恐縮であるが、非常に幅広い視点を持った、余り狭い管理部局の中に閉じこもらない方向の条例に向けての基礎作業をしていただいたのではないかと思い、大変喜ばしいと思っている。
- ・長時間にわたり、ありがとうございました。

(4) 部長閉会あいさつ

- ・委員の皆様方には大変活発に審議をいただき、シンポジウム等、多くの府民にも参加をいただいた。改めて感謝申し上げます。
- ・第1回目の委員会で、山田知事から、河川を巡る課題は一筋縄ではいかなく、大変難しいと話されたが、事務方としても、今回の条例について、イメージを構成しづらい点もあったが、皆様から大变的確な意見、深い示唆をいただき、条例のイメージを得ることができた。この委員会の趣旨を反映した条例とするべく、今後努力をしていきたい。
- ・残された課題も大変多いのも事実であり、鴨川を良い状態で子供たちに引き継ぐことができるよう引き続き皆様からの指導をお願いして、お礼とさせていただきます。

(以 上)